

# 未来へつなぐ



—文化庁の有識者会議が「建築文化」の振興へ立法措置を提言する報告書をまとめた。

「もともと、文化芸術基本法に建築に関する視点が抜け落ちているという認識があった。建築が文化と見られていない」というよりも、他の芸術とは扱いが違う。ならば基本法に「建築」を追加するよりも、単独の法律を作るくらいの意気込みで取り組もうということになった。今後は何を法律事項に

とすべきか、さらなる整理が必要になるものと思う」

—主要な論点は何か。

「一つは、著名な建築家による近現代建築が(開発などで)失われているという点だ。もう一つは、伝統的建造物を対象とした『町並み保存地区』には該当しないものの、市民から大事にしたいと思われるような、新宿のゴールデン街をはじめとした『界隈性』をいかに保護するか」

## 「建築」という文化

「近現代の名建築が失われているというのも、大事にされていなければなく、保全を応援するいわけではなく、保全を応援する仕組みがないことが大きい」

「建築や町並みをそのままに保全していく形式が日本に向いているのは、議論もあるうえ、どう保全するかを示す」

「市民に意見を求める形式が日本に向いているのは、議論もあるかもしれない。英國では、商工会議所や町並み保存団体、建築家団体など地域ごとの『プランニングオーナリティ』がこうした意見表明を担つていて、同一制度であっても自治体ごとに運用が大きく異なる」

—自治体財政も厳しい。手立てはないだろうか。

「歐米ではナショナルトラストのように、法人が(建築などを)いったん引き受け、サブリースを行つ例もある。自治体が一時的に引き受けたものを、徐々に民間に返してもいい。官民がともに取り組む事例は多くある」

「建築を所有し、管理し、利用する手をどう確保するか、真剣に考えないといけない。スクランプ・アンド・ビルトの開発手法

手を加えることとで  
価値を増す

—建設業界は建築建築文化に対してどう貢献できるのか。

「一つは、いかに伝統技術を取り入れるかだ。左官工官や軸組木造というだけでなく、家、家具なども含めた生活文化全体を意識する必要がある」

「建築生産は、地域経済を循環させるエンジンの役割を果たす。『衣食住』のうち食・住の分野では地

産地消が浸透してきているが、次は住だと考えている。家造りを大量生産から、地産地消に戻していくことが大事なのでではないか」



Interview

工学院大学理事長

後藤 治氏

—建築文化の担い手の育成も大きな課題だ。

「例えばフランスには歴史的建造物の修復専門の学校があり、そこ卒業しないと歴史的建造物の設計には携わらない、かなり厳しい仕組みになっている。一方、日本では、各地の建築士会が育成しているヘリテージマネージャーのような仕組みもある」

自治体を後押しする仕組みを

が重要だ

規制的な仕組みを導入するハーブルは高い。

「米国などでは、

規制ではなくアセ

スマント的な手法

を活用している。

よ

うか。例えば国土交通省は、古民家再生などの取り組みに対し、建築基準法の適用を除外するための条例整備を後押しするガイドラインを整備している」

「金沢市の『こまちなみ保存条例』や京都市の京町家の認定など、独自制度を工夫している自治体は少なくない。そつした取り組みを、建築文化振興の名の下に応援できる仕組みを作ればいい」



イノバウンド観光客が数多く訪れる新宿ゴールデン街